

学生 各位

令和8年度後期分授業料納付猶予について

経済的理由により修学が困難となった場合の経済的支援のひとつとして、授業料の納付を猶予する制度があります。期日までの納付が見込めないことにより、令和8年度後期分授業料の納付猶予を希望する場合は、下記のとおり学生支援課へ申請してください。

記

○後期分授業料納付猶予について

11月30日（口座振替日11月25日）までに後期分授業料の納付が難しい場合は、授業料の納付猶予を申請することで納付期間を1月下旬まで延期することができます。

○申請方法

富山大学ウェブサイトから「令和8年度後期分授業料納付猶予願」をダウンロードし、学生支援課まで提出してください。

富山大学ウェブサイト（授業料・入学料免除）

<https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/financial-support/exemption/>



○申請期限

令和8年10月9日（金）

本学では上記のほかにも経済支援を行っています。希望される場合は、まず学生支援課へご相談ください。

修学支援新制度 [学部生（外国人留学生は対象外）]

- ・新たに支援を受けたい学生、今まで奨学金や授業料等減免を受けていなかった学生は、修学支援新制度（給付型奨学金＋授業料減免）への申し込みができます。
- ・収入が大きく減った世帯は、「家計の急変」としての申し込みが随時可能です。

日本学生支援機構 貸与型奨学金 [学部生・大学院生（外国人留学生は対象外）]

- ・10月上旬から在学採用の募集を開始します。

日本学生支援機構 授業料後払い制度 [大学院新1年生のみ（外国人留学生は対象外）]

- ・令和8年10月に修士（博士前期）課程に入学し、日本学生支援機構の授業料後払い制度に申し込む予定の学生は、必ず授業料納付猶予（もしくは授業料免除）を申請してください。
- ・本制度に申し込む場合、授業料は納付しないでください。

※授業料免除申請については、上記の本学ホームページをご確認ください。

JASSO 災害支援金

- ・学生又はその父母等が居住する住宅（日本国内）に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方は、学業を継続できるよう、JASSO 災害支援金（10万円・返還不要）に申請することができます。

【郵送・問い合わせ先】

〒930-8555 富山市五福 3190

富山大学 学務部学生支援課 奨学・免除担当

TEL:076-445-6087 FAX:076-445-6092